

ワンちゃん/ネコちゃんのペット保険

うちの子

[ペット医療費用保険]

重要事項説明書

本書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。内容を十分ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いします。

アイコンの
説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項

ご注意

ご契約の内容は、保険種類に応じた「普通保険約款・特約」によって定まります。重要事項説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「普通保険約款・特約」「ご契約のしおり」をお読みください。

※保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、重要事項説明書に記載の事項を記名被保険者の方に必ずご説明ください。なお当社はペーパーレス化を推進しており、「普通保険約款・特約」「ご契約のしおり」は当社のWEBサイトおよびマイページにてご確認いただけます。ご不明な点がある場合は、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでお問合せください。



ペーパーレス化に対する取組み - I LOVE ECO - について

地球環境保護のため、紙媒体でお送りする各種通知物の送付を省略させていただくことです。当社では、地球環境問題の取組みのひとつとして、帳票作成にかかる紙などの資源・エネルギーの削減を目指し、ペーパーレス化を推進しております。「普通保険約款・特約」「ご契約のしおり」はWEBサイトおよびマイページ*で、「保険証券」「継続案内」「継続証」はマイページ*で、いつでも閲覧・ダウンロードいただけます。地球環境保護のため、紙媒体の通知物送付省略にご協力いただきますようお願いいたします。
ご賛同いただける場合は、お申込みの際にお申し出ください。



*マイページとはお客さま専用のインターネットサービスで、マイページを閲覧するには、新規登録のお手続きが必要となります。新規登録には証券番号の入力が必要です。後日お送りする保険証、またはご契約手続き完了のご案内に記載がございますので、お手元に到着後、ご登録ください。

1 契約前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

ペット保険「うちの子」の対象となるペット（以下、「対象ペット」といいます）は、コンパニオンアニマル（愛がん動物または伴侶動物）として飼育することを目的とした犬*または猫です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費について所定の範囲内で補償します。

対象ペットは、補償開始日時点における年齢が12歳11か月までとします。

*身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める盲導犬・介助犬および聴導犬を含みます。

(2) 補償の概要

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

■ 保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に保険金をお支払いします。

なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額、かつ保険証券等記載の支払限度額および支払限度日数（回数）の範囲内となります。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

保険期間前に被った傷病 先天性異常 等	■ 保険期間が始まる前から被っていた傷病 ■ 保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常
ワクチン等の予防接種 により予防できる病気	■ 犬パルボウイルス感染症 ■ 犬ジステンパーウイルス感染症 ■ 犬パラインフルエンザ感染症 ■ 犬伝染性肝炎 ■ 犬アデノウイルス2型感染症 ■ 狂犬病 ■ 犬コロナウイルス感染症 ■ 犬レプトスピラ感染症 ■ 猫汎白血球減少症 ■ 猫カリシウイルス感染症 ■ 猫ウイルス性鼻気管炎 ■ 猫白血病ウイルス感染症 ※ 疾病の発症日とその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。
予防に関する費用 等	■ 予防目的の際の初診料、再診料 ■ 予防のためのワクチン接種費用 ※ ワクチン接種が原因で生じた傷病に対する診療費を除きます。 ■ フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用 ※ 傷病の治療に対してこれらの駆虫薬を用いる場合を除きます。
妊娠・出産、 身だしなみ・美容 等	■ 正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病 ■ 去勢、避妊、歯石取り、歯切り・歯削り（不正咬合を含みます）、爪切り（狼爪の除去を含みます）、耳掃除、肛門腺しぼりおよびこれらに伴う処置ならびに乳歯遺残、停留睪丸、臍ヘルニア、そけいヘルニアに対する処置 ※ 他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対する処置を行った場合を除きます。 ■ 断耳・断尾および美容整形のための処置
健康診断・代替医療 等	■ 健康体に行われる検査・健康診断 等 ■ 中国医学（鍼灸を除きます）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酵素療法等の代替医療
健康食品・医薬部外品 等	■ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食 ■ 獣医師が処方する医薬品以外のもの（サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬・医薬部外品 等）
治療費以外の費用 等	■ シャンプー剤（薬用および医薬品を含みます）、イヤークリーナー ※ 動物病院内で処置に用いられるものを除きます。 ■ 時間外診療費および往診料等の診察加算料（初診料・再診料等の基本診察料に加算される費用）、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用（トリミング・グルーミング等に係る費用を含み、獣医師の指示により動物病院内で行われる薬浴に係る費用は除きます）、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用 ■ 安楽死、遺体処置および解剖検査 ■ マイクロチップの埋込費用 等
自然災害によるもの	■ 地震または噴火、これらによる津波・風水害等の自然災害によって被った傷病
保険契約者・被保険者 の行為によるもの	■ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病 等

保険金をお支払いできない場合については、「約款」をご確認ください。

② 主な特約とその概要

契約概要

主な特約と概要は以下のとおりです。

(特約の詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり」[約款]をご確認ください)

自動セット特約	<ul style="list-style-type: none"> ・継続契約特約 当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、自動的に保険契約が継続されます。
任意セット特約 ご契約時のお申し出により、当社が引き受ける場合にセットされる特約	<ul style="list-style-type: none"> ・ペット賠償責任特約 日本国内において、被保険者が管理している犬または猫が、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりする等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
ご契約条件に応じてセットされる主な特約	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病・部位不担保特約 保険証券等に記載の特定の疾病または特定の部位について生じた疾病について、保険金のお支払いの対象としない場合に適用されます。 ・初回保険料払特約 保険料を口座振替等の方法により払い込む場合に適用されます。 ・分割払特約 年額保険料(1年間に支払う保険料の総額)を12回に分割して払い込む場合に適用されます。 ・クレジットカード払特約 保険料をクレジットカードにより払い込む場合に適用されます。 ・通信販売特約 通信手段(インターネットや郵送等)の利用により保険の内容を理解し、その利用により保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

③ 補償の重複

注意喚起情報

被保険者が、既に同一のペットを対象とする他の同種の保険商品(当社以外の保険契約・特約を含みます)をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費・損害賠償額(100%)を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。補償内容等をよくご確認ください。

補償内容	補償の重複が生じる他の保険契約の例
通院/入院/手術補償	当社または他社のペットの診療費を補償する保険
ペット賠償責任特約	当社または他社のペットによる賠償責任を補償する保険 ※ペット保険以外の保険(自動車保険等)に付帯される個人賠償責任特約等を含む。

④ 補償プランの設定

契約概要

	70%プラン	50%プラン
補償割合	70%	50%
通院[支払限度額・日数]	1日あたり12,000円まで [年間22日まで]	1日あたり12,000円まで [年間22日まで]
入院[支払限度額・日数]	1日あたり30,000円まで [年間22日まで]	1日あたり12,000円まで [年間22日まで]
手術[支払限度額・回数]	1回あたり15万円まで [年間2回まで]	1回あたり10万円まで [年間2回まで]
補償限度額[年間]	最大122.4万円	最大72.8万円
保険期間	1年間 (2年目以降は自動的に継続となります)	

ご契約いただいた補償プランは保険証券等にてご確認ください。

通院とは	診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
入院とは	診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
手術とは	<p>診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔を用いた次のいずれかの処置も含むものとします。</p> <p>① 歯科処置 ② 整形外科疾患の非観血的処置 ③ 食道・胃等における異物除去目的または組織採取目的のための内視鏡的処置</p>

⑤ 被保険者の範囲

契約概要

主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる1~4の方(保険金を請求できる方)をいいます。

1	保険証券等記載の被保険者(記名被保険者)	2	記名被保険者の配偶者(内縁の相手方*1および同性パートナー*2を含みます)
3	記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	4	記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

*1 婚姻の届出をしていないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

*2 戸籍上の性別が同一であるものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

※ 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

■ 保険期間

当商品の保険期間は1年です。

■ 補償開始の時期(補償開始日)

当商品の補償は、保険料の払込方法がクレジットカード払いの場合は申込受付日*の翌月の同じ日(31日等で同じ日がない場合は翌月末日)、口座振替による場合は申込受付日の属する月の翌々月1日のそれぞれ午前0時より始まります。

* インターネットでのお申込みが完了するか、必要書類が当社または当社代理店に到着した日

! 補償開始の前に被っていた傷病に対しては保険金をお支払いできません。

■ 補償終了の時期(満期日)

保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

⑦ 引受条件など

契約概要

・保険の対象となるペットが、コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育される犬*または猫であること。

* 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬・介助犬および聴導犬を含みます。

・補償開始日時点におけるペット年齢が0歳~12歳11か月であること。

・保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人であること。

! 告知内容により、お引受けできない場合や、特定の病気や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。
・既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
・保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、18歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢・体重等により決定します。実際の保険料は、保険証券等の「保険料のお支払内容」欄をご確認ください。なお、継続契約の保険料は満期日の属する月の約3か月前に「継続契約についてのご案内」にてお知らせします。また、**保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。**

! 商品改定等により、継続契約の保険料が変更になる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」等にて別途お知らせします。

② 保険料の払込方法・回数

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、「クレジットカード払」「口座振替」からご選択いただけます。また、保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただけます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は、「年払」の方が「月払」より約3%少なくなります。

保険料の払込みスケジュールはパンフレットをご確認ください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。保険契約が失効となった場合、失効日からその日の属する月の翌々月末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。

! 払込猶予期間中の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。
・失効日から復活した時までの間に、対象ペットが被った傷病および発生した診療費については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(4) 保険料の割引について

契約概要

注意喚起情報

多頭割引

多頭割引は、ご契約時点*1で次の条件のすべてを満たす場合、2件目以降のご契約に適用されます。

- ▶ 割引対象商品を複数ご契約している場合
- ▶ 同一の保険契約者であることが確認できる場合

2件目以降のご契約に 次の割引を適用します。	契約数	2~3	4以上
	割引率	2%	3%

- ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、ご契約後の割引率は継続時まで変更になりません。
- 1件目のご契約は割引が適用されません。*2ただし、補償開始日が同一となる契約が複数ある場合に限り、1件目にも割引を適用します。
- ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点*1で他の契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。

*1 お申込みを当社にて受け付け、当社の審査が完了(引受承諾)した時をいいます。継続契約も同様とします。

*2 ご契約の順番は、補償開始日の早い順となります。

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約時におけるご注意事項

(1) 告知義務(申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

申込書に記載の保険契約者または被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項(告知事項)について事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。告知事項について記載がない場合や、記載内容が事実と異なる場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがあります。*

*告知事項の記載の有無にかかわらず、保険期間が始まる前から被っていた傷病など、保険金をお支払いできない場合があります。

[ペット保険の主な告知事項]

・対象ペットの情報 ・対象ペットの過去および現在の病気・ケガなどの健康状態 ・他のペット保険の加入の有無

! 対象ペットの過去および現在の病気・ケガなどの健康状態について、申込書の告知欄にて正確にご回答ください。なお、告知いただいた内容についての確認のため、当社よりご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) クーリングオフ制度(お申込みの撤回等)

注意喚起情報

契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。ただし、継続後(2年目以降)はクーリングオフはできません。

手続き方法

クーリングオフされる場合は、**ご契約の申込日からその日を含めて8日以内**に当社まで郵便(ハガキ・封書)またはEメールにてご通知ください。クーリングオフは当社代理店では受付できませんのでご注意ください。

※クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料を全額お返しします。また、当社および当社代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

記載必要事項

- ① 契約をクーリングオフする旨の内容
- ② 契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号
- ③ 契約の申込日
- ④ 契約の商品名、プラン(例:うちの子 70%)
- ⑤ 申込番号(申込書控えをお持ちの場合)

郵便宛先

※郵便の場合は8日以内の消印有効

〒030-0861

青森県青森市長島2-19-1 青森東京海上日動ビルディング6階
アイペット損害保険株式会社 クーリングオフ受付係

クーリングオフ受付専用メールアドレス

※メールの場合は8日以内の発信日有効

cooling-off@ipet-ins.com

上記メールアドレスはクーリングオフ以外の問合せに関する受付・回答はできませんのであらかじめご了承ください。

! 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、お申し出の効力は生じないものとします。

3 契約後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

保険契約者の住所または連絡先が変更になったなど、保険証券等記載事項に変更があった場合は、インターネット上のマイページにて変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。なお、告知事項に変更事由が生じたことを当社に通知しなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください*。ただし、対象ペットが傷病を被る前に、告知事項の訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合には、告知義務違反として保険契約を解除することはありません。

*当社への通知の有無にかかわらず、保険期間が始まる前から被っていた傷病など、保険金をお支払いできない場合があります。

(2) 解除・失効と返還保険料 契約概要 注意喚起情報

保険契約を解約（保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること）される場合や、対象ペットが死亡した場合（失効）には、お電話または書面でお手続きが必要となります。

① 保険契約を解約する場合

保険契約を解約する場合は、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内します。

・解約日は当社に解約の申出をいただいた日（解約申出日）の、次に到来する始期応当日*の前日となります。
書類でのお手続きの場合、解約申出日は解約書類が当社に到着した日となり、解約申出日の次に到来する始期応当日*の前日が解約日となります。

*始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日（同じ日）のことです。

年払の場合 … 領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還します。なお、保険期間の途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となりますのでご注意ください。

*既経過期間は月単位の期間となります。日単位ではないためご注意ください。

短期料率

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	30%	37%	43%	49%	56%	62%	68%	75%	81%	87%	94%	100%

月払の場合 … 返還保険料はありません。

! 既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

お手続き等について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

② 対象ペットが死亡した場合

対象ペットが死亡した場合、保険契約は失効となります。この場合、領収した保険料より未経過期間に対応する保険料を日割りをもって計算した額を、所定のお手続き完了後に返還します。

! 対象ペットが死亡した日を証明する書類（診療明細書・死亡診断書等）がある場合は、ペットが死亡した日からご契約が失効となります。ペットが死亡した日を証明する書類がない場合は、当社に死亡の申し出をいただいた日からご契約は失効となります。

お手続き等について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

③ 重大事由による解除

次のいずれかの事由に該当する場合は、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険契約者または被保険者が、当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットに傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 保険契約者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと等。
- 上記のほか、保険契約者または被保険者が、a～cと同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 契約内容の変更 注意喚起情報

保険期間中に補償内容の変更はできません。

その他の契約者情報等の変更について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 自動継続

契約概要

注意喚起情報

当商品は、すべてのご契約に「継続契約特約」が適用されます。継続を希望されない場合（満期解約）は、お電話または書面でお手続きが必要となりますので、当社より満期日の属する月の約3か月前にお知らせする「継続契約についてのご案内」の内容に従ってお手続きをしてください。

- ！ 自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容、約款等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」等にて別途お知らせします。
- ！ 保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

お手続き等については、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(2) 保険金の請求

注意喚起情報

当社に直接保険金を請求する際は、保険金の請求手続きに必要な書類を当社へご郵送ください。

アイペット対応動物病院の窓口で「保険証」または「マイページ画面」を提示して診療を受けられた場合（窓口精算）は、被保険者に代わってその対応動物病院が保険金を請求、受領することとなりますので、お客さまが保険金請求書類の記入や郵送をする必要はありません。* なお、保険料を口座振替により払い込む場合、窓口精算は初回保険料の払込みが当社にて確認できた時からのご利用となります。

* 後日、診療内容に関してアイペット損保から照会をさせていただく場合や、病院でのお支払額との差額精算（追加でのお支払い・お受取り）が生じる場合があります。

請求方法については、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(3) 保険金をお支払いする時期

注意喚起情報

保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてを当社が受理した日から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「約款」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(4) 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意（不利益）について

注意喚起情報

- ！ 新たな保険契約の申込みをされる場合、対象ペットの健康状態などにより、条件付きのお引受けとなることや、お引受けできないことがあります。
- ！ 新たな保険契約の補償開始日より前に生じている病気やケガなどに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
- ！ 現在の保険契約の解約日と新たな保険契約の補償開始日が異なる場合、その間の補償が途切れることや、補償が重複し、保険料が二重払いになることがあります。
- ！ 現在の保険契約を解約される場合、払込方法によっては解約返戻金がないか、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ！ 新たな保険契約では、補償内容や保険料が現在のご契約と異なることがありますので必ずご契約内容をご確認ください。

(5) 保険料控除

注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

(6) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

当社の代理店は、保険契約についての締結の媒介を行っておりますが、保険契約締結、保険料の収受および領収書の交付、告知の受領権などの代理権を有していません。

(7) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象となるため、引受保険会社が破綻した場合でも保険金・解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(8) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

① 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

② 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除く）を、以下の目的に必要な範囲で利用します。

- 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供（保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等）
- 当社グループ会社・提携先企業とその関連会社・当社代理店・その他の当社が有益と判断した企業・団体等の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
- 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

③ 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除く）を提供しません。

- 法令に基づく場合
- 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店等の業務委託先に提供する場合
- 第一生命ホールディングス株式会社および第一生命ホールディングスの子会社等および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
- 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合

④ 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託します。

- 保険契約の募集に関わる業務
- 損害調査に関わる業務
- 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- 個人番号関係事務に関わる業務

当社の個人情報の取扱いに関する詳細はプライバシーポリシー (<https://www.ipet-ins.com/privacypolicy>) をご確認ください。

(9) ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

0800-919-1525 通話無料	03-4235-5339 ビジネスフォン・IP電話(有料)
0120-638-098 通信無料	お問合せの際は、証券番号・契約者さまの氏名・生年月日・住所・返信先FAX番号をご記載ください。

※お客さまの通信料は無料です。※返信は月～金の10:00～18:00となります。
※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) **注意喚起情報**

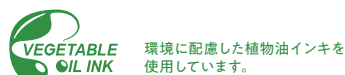
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(通話料有料)] **0570-022808** [受付時間] 月～金 9:15-17:00 (土日・祝休日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。電話リレーサービス・IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

【代理店名】

引受 保険会社	ipet アイペット損害保険株式会社	第一生命グループ
一般社団法人全国ペット協会 オフィシャルスポンサー 公益社団法人日本獣医師会 法人賛助会員		
CONTACT CENTER 新規専用ダイヤル		
通話 無料	0800-111-1525	受付時間 月～土 9:00-18:00
ビジネスフォン・IP電話(有料) 03-4235-5339		※日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます

当商品につきまして、代理店は保険契約締結の媒介を行います。保険契約は、お客さまの保険契約のお申込みに対してアイペット損害保険株式会社が引受けの承諾を行った場合に限り成立します。



E0536-08(23.07) 第2306-086(25.05)